

■ ICT 導入支援事業 Q&A(Ver. 2)

Q		A
補助対象事業者に関すること。		
1	令和2年9月1日に新規指定を受ける予定の事業所が申請することは可能か。	補助金の交付申請が令和2年8月末日となっており、交付決定は同年9月を予定しているため、交付決定の時点で指定を受けていることが確認できるのであれば、申請することが可能です。令和2年10月1日に新規指定を予定している事業所については、9月時点で指定を受けていることが確認できないため、令和2年度の補助金申請はできません。次年度以降の申請をご検討ください。
2	他の補助金と重複して交付を受けることはできないのか。	できません。例えば、経済産業省「IT導入補助金」や大阪府「介護ロボット導入支援活用事業」による補助を受ける介護事業所の場合には、当該補助を受ける部分については本事業の補助対象となりません。 (例えば、介護ロボット導入活用支援事業で見守り機器の導入に伴う通信環境整備としてWi-fi環境整備費を申請した場合、ICT導入支援事業で同じWi-fiに関する経費について重複して申請はできません。ただし、介護ロボット導入活用支援事業で移乗支援の機器を申請し、ICT導入支援事業でタブレット端末を申請する等、補助対象経費が異なるならばそれぞれ申請することは差し支えありません。)
補助対象ICT及び補助対象経費に関すること		
1	包括報酬型(例:定期巡回・随時対応型訪問介護看護等)であるなどサービス利用毎の記録業務と請求業務が結びつかないような場合であって、記録業務と請求業務を一気通貫とすることで逆に請求業務が複雑化してしまう場合でも、一气通貫の要件は必要となるか。	サービス利用毎の記録業務と請求業務が結びつかないような場合であって、記録業務と請求業務を一気通貫とすることで逆に請求業務が複雑化してしまう場合に限り、例外的に一気通貫の要件を求めないこととします。 なお、業務効率化の観点から、可能な限り、一气通貫となる(転記が不要となる)介護ソフトの導入の検討をお願いします。
2	補助の要件で、「居宅介護支援事業所、訪問介護事業所等の場合には、「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」に準じたものであること。」とあるが、補助金申請時点で当該要件に対応していないといけないのか。	実装状況を鑑み、令和2年度中に標準仕様に準じたものに対応し、介護事業所から大阪府に報告(実績報告書の提出時に対応済であることが分かる介護ソフトのHPやカタログ等を提出する)ことで差し支えないものとして取り扱います。
3	「CHASEシステムにおけるCSV連携の標準仕様書」に沿った改修を予定しているが、いつまでに改修している必要があるか。	実装状況を鑑み、令和3年度中に標準仕様に準じたものに対応していれば、差し支えないものとします。
4	現在、請求業務のみの介護ソフトを導入済で、新たに介護記録、情報共有が可能となる介護ソフトを導入し一气通貫とした。その場合に、導入済の請求業務のみの介護ソフトがCHASEの標準仕様を満たしているもの場合は、「CHASEによる情報収集に協力すること」の要件は満	可能です。既に導入済の介護ソフトによって、CHASEにデータを送付するSCVファイルが出力できる状態になっている場合は、事業計画書(様式第1号別紙(1))の「厚生労働省が構築するデータベース「CHASE」への対応の可否」の項目で「可」を囲んで提出してください。

	たしているとして、新たに導入する介護記録、情報共有の介護ソフトについて補助金の申請が可能か。	
5	請求業務のクラウドサービスについて、CHASEにデータを送付するCSVファイルが出力できる機能がある場合で、当該機能をオプションとして付けることができる場合は、そのオプション費用も補助対象となるか。	補助対象となります。補助金交付要綱では、補助対象経費となるソフトウェアについて「標準仕様やCHASE開発の際の対応のための改修経費も含む。」となっていますが、既にCHASE対応のための改修済のクラウドサービスであり、オプション料金を支払って当該機能が利用できる場合は、その料金も補助対象となります。
6	補助対象経費に「セキュリティ対策に要する経費」があるが、既に一気通貫の介護ソフトを導入済の場合で、セキュリティ対策製品の使用期限が切れたので買い替えるような場合は対象となるか。	対象となりません。セキュリティ対策費については、補助要件を満たすICT導入に係る経費でなければなりません。セキュリティ対策製品の買い替えについては、介護ソフトを使用する以外にも業務でパソコンやネットワークを通常使用するにあたり必要となる経費であり、補助金の対象とはなりません。
7	一気通貫のクラウドサービスを導入する場合に、本契約前に3か月の無料お試し期間がある場合は、交付決定以降に本契約をするのであれば、無料お試し期間を利用しても問題ないか。	問題ありません。例えば、令和2年7月から3か月間無料お試し期間としてクラウドサービスを利用し、同年9月に交付決定後、10月から本契約を結び、そこから費用が発生するような場合は問題ありません。逆に、本契約及び費用の発生が、交付決定前になってしまうと補助の対象となりませんので、ご注意ください。
8	導入済の介護ソフトによって記録から請求業務までが一気通貫となっている場合に、介護ソフトを使用するタブレットを追加で増やしたいが、増やしたタブレットで介護ソフトを使用するためには、介護ソフト用のUSBキーを増やす必要がある。介護ソフトのUSBキーの追加に係る経費は対象となるか。	対象となります。介護ソフトを使用する端末を増やす場合に、新たにライセンスの追加発行の費用が発生するような場合も、追加発行分の費用について対象となります。 また、介護ソフトを利用する端末数によって利用料が変動する場合について、当該補助金により追加したタブレットで介護ソフトを使用するにあたり増加した介護ソフトの利用料の部分については、補助対象とします。(従来から支払っている介護ソフトの利用料の部分は対象とならず、端末の台数増加により増えた分の利用料のみ対象とします。)
9	サービス付き高齢者住宅に併設している訪問介護事業所が、入居者に訪問介護を行うにあたり、記録業務を行うために、サービス付き高齢者住宅にWi-fi設置を行う費用は対象となるか。	訪問介護事業所の記録業務として必要であるならば補助対象とします。
10	ハードウェアに介護ソフトをインストールしているか(ハードウェアでASP型のソフトを利用しているか)については、大阪府でどのように確認するのか。	ICT購入・リース代金の支払いから1か月以内にHPIに掲載している実績報告書を府に提出する際に「事業実施状況の記録(写真等)」を添付いただきます。タブレットに介護ソフトの画面を表示した写真を添付いただくことで、府において介護ソフトがインストールされていること(ASP型ソフトを利用していること)を確認します。
11	タブレット端末、スマートフォンの購入について、申請に必要な書類として見積書を用意する際	見積書の依頼先は、携帯会社、家電事業者等どこでも構いませんが、タブレット端末、スマートフォンのネットワーク通信費については、補助対象外の経費となりますので、ネットワーク通信費を除いた形でのタブレット端末、スマ

	に気をつけることはあるか。	ーフォンの本体に係る経費についての見積書としてください。
12	タブレット端末、スマートフォンのリースについて、通信料がセットになったプランがあるが、補助対象となるか。	通信料の部分については補助対象外の経費となりますので、通信料とリース料を分けた見積書、請求書等を出してもらうよう、販売元に依頼してください。
13	タブレット端末を購入する際に、付属品(収納用ケース、充電器、キーパッド、画面防護用シート等)は対象となるか。	一気通貫の介護ソフトを使用するために業務上必要なものであるならば、対象となります。収納用ケースや画面防護用シート等については、訪問介護員等が訪問先で介護記録をつけるにあたり、持ち運ぶために必要等、業務を行うにあたり必要な範囲であれば対象とします。
14	ハードウェアについては、自宅で利用するためのパソコンは補助対象となるか。	原則は、一気通貫の介護ソフトを使用するにあたり必要なタブレット端末やスマートフォン等であり、持ち運びが可能なものや職員間で共有できるようなものを想定しています。テレワーク用に自宅において使用するパソコンは対象外です。
15	タブレット端末等について、購入する場合は新品でなければいけないのか。中古は対象となるか。	一気通貫の介護ソフトを使用するために導入するものであれば、新品でも中古でも構いません。
16	利用頻度に応じて費用が変動するクラウドサービス(上限額あり)を使用する場合は、補助金の申請時点で提出する見積書は上限額で提出することでよいか。	差し支えありません。ただし、補助金交付要綱第9条(2)に定めるとおり、補助対象経費の額に100分の20を超える変更があった場合は、変更が明らかになった時点で補助事業変更承認申請書(様式第3号)の提出が必要となりますので、ご注意ください。
17	職員数に応じて、補助上限額が決められているが、職員数に含めて良い職種は何か。	基準条例の人員基準上、必要とされている職種の職員とします。例えば、通所介護事業所であれば、管理者、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員、介護職員です。事務職員、栄養職員、調理員、送迎、清掃のみを行う職員等は含めません。
補助金の手続に関すること		
1	補助金の申請をするにあたり、ソフトウェアやハードウェアの販売元や販売代理店が事業者登録や商品登録等をする必要はあるか。	必要ありません。当該補助金については、補助要件を満たす補助対象ICTであればよく、事前に販売事業者や商品の登録等を行う必要はありません。補助要件を満たすICTかどうかについては、介護事業者が補助金申請の際に提出する事業計画書(様式第1号別紙(1))及びカタログ等により大阪府が判断します。
2	タブレット端末等をネットで購入する場合、申請書に添付が必要とされている見積書やカタログがないが、どうすればよいか。	ネットの画面で、購入しようとするタブレットの値段、機能やサイズ等が分かる製品情報を示した画面を印刷し、添付してください。
3	実績報告書の際に添付が必要な書類として、契約書があるが、ハードウェア等の購入に際して売買契約書を結べない場合はどうすればよいか。	売買契約書を結べない場合は、交付決定後の日付の発注書を契約書に代えて提出してください。